

宝塚市地球温暖化対策実行計画について

はじめに

産業革命以来、人類は化石燃料を過度に消費し、大気中に二酸化炭素を放出し続け、蓄積された結果、地球の気候が不安定になり『地球温暖化』という現象を招きました。

地球の安定した気候は、生態系の持続性を保証し、生きものを育むために必要な地球の共有の財産です。

本計画は、上位計画である「宝塚市環境基本計画」に掲げる目標を実現するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき策定したもので、本市の持つ自然や地形的特性を十分に活かしながら、市民・事業者・市の各主体が一体となって地球温暖化対策を推進し、市民の生活環境を安定させ、市民が安心して健康で文化的な生活を送るため、また、次世代に安定した地球環境を残すために必要な取組を示すものです。



計画の期間

2012年度から2020年度まで

（本計画は、施策の実施状況や地球温暖化対策に関する技術の進歩、社会情勢の変化に応じて、計画の期間内であっても内容の見直しを行うものとします。）

対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)

※なお、排出実態の把握が困難な種類については算定から除外しています。

本市の温室効果ガス排出特性について

温室効果ガス総排出量の推移とその内訳

